

〔別 紙〕

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 睦会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

岡山県赤磐市長尾15番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和43年11月 1日

(4) 設立登記年月日 昭和43年 6月28日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	内田 良幸	
理 事	山本 秀樹	
同	湯本 泰弘	
監 事	金子 卓也	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	幸ヶ峯クリニック	岡山県赤磐市長尾15番地	一般病床 0床 療養病床 0床
介護老人保健施設	ひかり苑	岡山県赤磐市長尾161番地	入所定員 80名 通所定員 20名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月28日 令和2年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) その他
なし

様式2

法人名 医療法人 陸会
所在地 岡山県赤磐市長尾15番地

※医療法人整理番号 〇〇〇53

財産目録
(令和4年3月31日現在)

1. 資産額	457,794 千円
2. 負債額	357,485 千円
3. 純資産額	100,309 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	123,424
B 固定資産	334,370
C 資産合計	(A+B) 457,794
D 負債合計	357,485
E 純資産	(C-D) 100,309

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人 瞳会
 所在地 岡山県赤磐市長尾15番地

※医療法人整理番号 00053

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	123,424	I 流動負債	33,980
現金及び預金	70,616	買掛金	1,928
事業未収金	50,346	未払費用	4,870
未収入金	68	未払法人税等	141
たな卸資産	2,168	前受金	
前払費用	262	預り金	2,361
その他の流動資産	264	一年以内返済長期借入金	19,680
貸倒引当金	△300	短期借入金	5,000
II 固定資産	334,370	II 固定負債	323,505
1 有形固定資産	328,602	医療機関債	
建物	53,970	長期借入金	302,140
建物附属設備	63,658	繰延税金負債	
構築物	1,286	リース債務	21,365
車両運搬具	0		
工具器具備品	6,293		
一括償却資産	50		
リース資産	20,000	負債合計	357,485
土地	183,345		
2 無形固定資産	2,840	純資産の部	
電話加入権	530	科目	金額
ソフトウェア	173	I 資本金	0
その他の無形固定資産	2,137	II 利益剰余金	100,309
3 その他の資産	2,928	1 その他利益剰余金	100,309
出資金	42	別途積立金	840,000
敷金	48	繰越利益剰余金	△739,691
保証金	1,550		
長期前払費用	1,243		
リサイクル預託金	45	純資産合計	100,309
資産合計	457,794	負債・純資産合計	457,794

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人 睦会
 所在地 岡山県赤磐市長尾15番地

※医療法人整理番号 〇〇〇〇〇〇

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		319,083
2 事業費用		
(1)事業費	218,824	
(2)本部費	144,045	362,869
本来業務事業損失		43,786
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		43,786
II 事業外収益		
受取利息		
その他の事業外収益	13,923	13,923
III 事業外費用		
支払利息	4,558	
その他の事業外費用	77	4,635
経常損失		34,498
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純損失		34,498
法人税・住民税及び事業税		141
法人税等調整額		0
当期純損失		34,639

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人 陸会
 所在地 岡山県赤磐市長尾15番地

※医療法人整理番号 ○○○○○53

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 瞳会

理事長 内田 良幸 殿

私は、医療法人瞳会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月27日

医療法 瞳会
監事 金子 卓也